

令和 7 年 8 月 5 日
区民部国保年金課

国民健康保険高額療養費資金貸付および出産費資金貸付の廃止について（案）

国民健康保険高額療養費資金貸付および出産費資金貸付について、令和 8 年 4 月をもって廃止する。

1 根拠規程

練馬区国民健康保険高額療養費資金および出産費資金貸付条例（昭和 53 年 3 月条例第 13 号）

2 高額療養費資金貸付

(1) 制度概要

国民健康保険加入者が高額療養費の支給対象となる療養を受け、支払いが困難な場合に、支給見込額の 9 割以内を限度として世帯主に無利子で貸付する制度。貸付金は、後日支給される高額療養費により償還する。

(2) 廃止理由

医療機関等窓口での高額な支払が抑えられる限度額適用認定証の普及・定着から、近年貸付実績がなく今後も実績が見込めないため。

【実績推移】

年度	貸付件数	説明
昭和 53 年度	249 件	制度開始
平成 8 年度	604 件	最多件数
平成 19 年度	169 件	限度額適用認定証（入院）開始
平成 24 年度	57 件	限度額適用認定証（外来）開始
令和 2 年度・3 年度	0 件	
令和 4 年度	1 件	
令和 5 年度～	0 件	

(3) 他区の状況

22 区中 12 区が制度なし、または廃止済（検討中含む）。

(4) 参考：限度額適用認定証

加入者が医療機関等窓口で提示することで、事前に高額療養費自己負担限度額まで負担を抑えることができる。申請に基づき交付する。

3 出産費資金貸付

(1) 制度概要

国民健康保険加入者が出産育児一時金（50 万円）の支給対象となる出産に際し、本人が出産費用を支払う場合に、支給見込額の 9 割以内を限度として世帯主に無利子で貸付する制度。貸付金は、後日支給される出産育児一時金により償還する。

(2) 廃止理由

医療機関等窓口での高額な支払が抑えられる直接支払制度等の普及・定着から、近年貸付実績がなく今後も実績が見込めないため。

【実績推移】

年度	貸付件数	説明
平成 14 年度	140 件	制度開始
平成 18 年度	189 件	最多件数
平成 21 年度	55 件	直接支払制度開始
平成 30 年度～	0 件	

(3) 他区の状況

22 区中 16 区が制度なし、または廃止済（検討中含む）。

(4) 参考：直接支払制度

事前に参加者が医療機関等と合意し出産育児一時金を区から医療機関等に直接支払う制度。